

令和3年12月前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年12月7日（火曜日） 13時54分～15時06分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹
森岡人事主幹 鶴澤係長 萩原主事

議事事項

1 令和3年11月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 令和3年度佐賀県任期付職員採用試験（高等学校卒業程度）の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県任期付職員採用試験（高等学校卒業程度）の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、不妊治療又は不育症に対する治療のための特別休暇が新設されることに伴い、所要の改正を行うもの。

※ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は令和3年11月定例会議事に提案中

改正内容

- 1 不妊治療又は不育症に対する治療のための特別休暇について、一の年において10日の休暇を与えることができる治療を定めることとした。（第14条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 令和4年1月1日から施行

4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用通知の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、不妊治療又は不育症に対する治療のための特別休暇が新設されることに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 不妊治療又は不育症に対する治療のための特別休暇の新設に伴い、所要の改正を行う。
(第6 関係)
- 2 令和4年1月1日から施行

5 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、不妊治療又は不育症に対する治療のための特別休暇が新設されること、及び令和3年度人事院報告において国の非常勤職員の産前産後休暇の有給化、配偶者出産休暇並びに育児参加のための休暇（有給）が新設されることに伴い、所要の改正を行うため。

※ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、令和3年11月定例県議会に提案中

改正内容

- 1 不妊治療又は不育症に対する治療のための休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇を有給休暇として新設することとした。（別表第3 関係）
- 2 産前産後休暇を有給休暇とすることとした。（別表第3 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 令和4年1月1日から施行し、所要の経過措置を定めることとした。

6 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の旅費に関する条例が改正され、日当が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

改正内容

- 1 審査及び再審に係る費用のうち当事者の負担から除かれる費用について、人事委員会が職権で喚問した証人の日当を削除することとした。（第20条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 令和4年1月1日から施行

報告事項

- 1 令和3年度佐賀県任期付職員採用試験（高等学校卒業程度）の採用予定者数の変更について

佐賀県知事から採用候補者名簿の採用予定者数の変更について依頼があったことについて、事務局から報告した。

その他

- 1 行事予定について